

常滑市男女共同参画・性の多様性 推進指針（案）



2025（令和7）年3月

常滑市

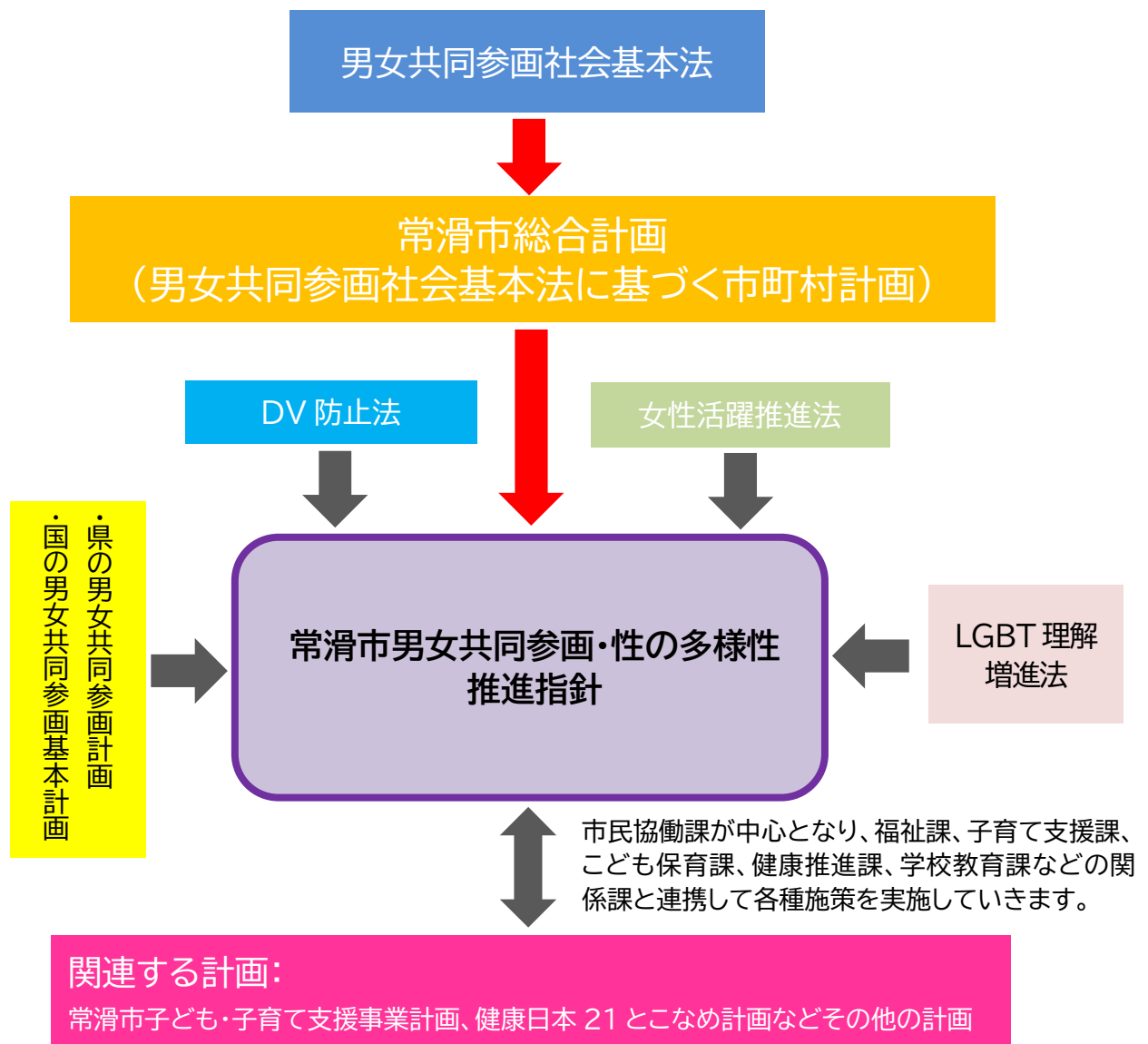
1 常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針とは	1
2 指針の位置づけ	1
3 常滑市の男女共同参画と性の多様性の現状と課題	2
4 目指す姿	5
5 施策の体系	6
6 取組施策	7
7 用語解説	15
「※」に番号の付いた用語は 15 ページに用語解説を掲載しています。	
8 検討過程	15

1 常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針とは

本市では、男女共同参画社会基本法に基づく市町村計画は個別計画としての策定ではなく、『常滑市総合計画』での位置づけとしています。

しかしながら、近年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV※1防止法)、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の視点に加え、令和5年に性的指向及びジェンダー※2アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(LGBT 理解増進法)が施行されるなど、性の多様性社会(ジェンダー平等)の推進など新しい視点での取組が必要となっている一方で、常滑市総合計画では、具体的な市の基本目標や取組施策が明確でないため、近年の状況を踏まえて、目指す姿や基本目標、具体的な事業など示した「常滑市男女共同参画・性の多様性推進指針」(以下、「指針」という)を策定します。

2 指針の位置づけ



3 常滑市の男女共同参画と性の多様性の現状と課題

男女共同参画にジェンダー平等の視点を加えた、市としての目指す姿や基本目標、具体的な事業などをとりまとめた指針を策定するに当たり、男女共同参画及び性の多様性に関する意識を把握し、実情に沿った指針とするため、アンケート調査を実施しました。

■調査の方法

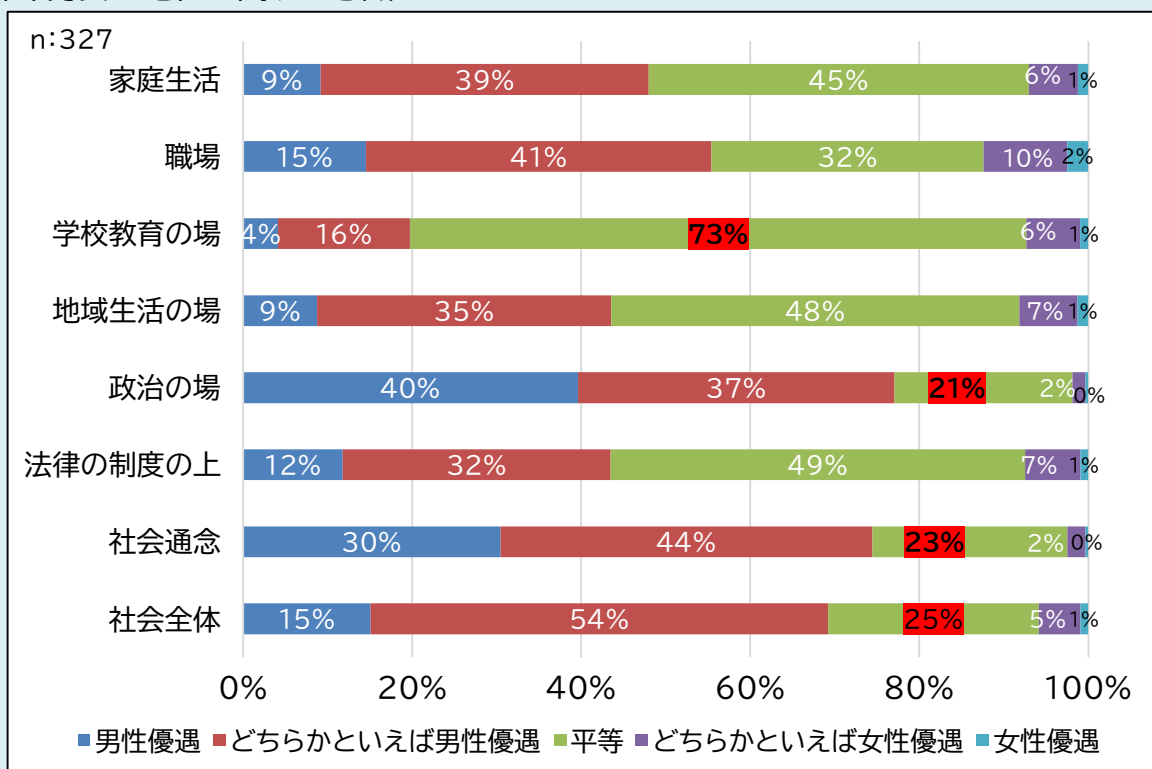
調査地域	常滑市全域
調査対象者	住民基本台帳から無作為に抽出した 1,000 人
調査期間	令和 6 年 7 月 31 日(水)から 8 月 20 日(火)まで
調査方法	調査票を郵送し、返信用封筒またはインターネットで回答

■回答率

対象者	回答者数	回答率
1,000 人	333 人(内インターネット回答 111 人)	33.3%

■主な調査結果

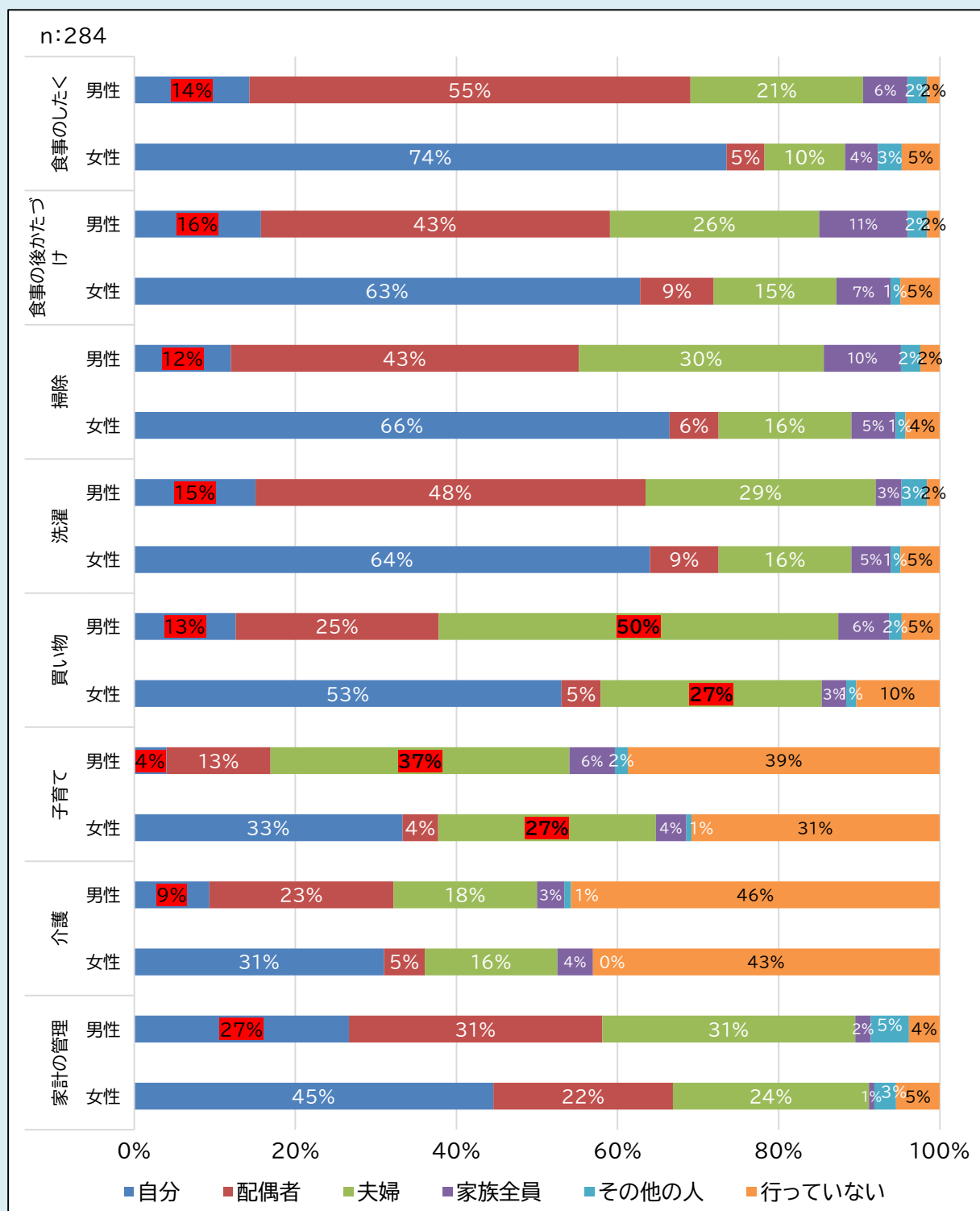
(1)男女の地位に関する意識について



男女の地位に関する意識について「学校教育の場」では 73%が平等との回答でしたが、そのほかの項目では男性優遇との回答が多かったです。特に、「政治の場」や「社会通念」、「社会全体」では平等と感じている人が 20%台と少ないです。

【課題】「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」などの固定的な性別役割分担※3を解消していくための啓発を行っていく必要があります。

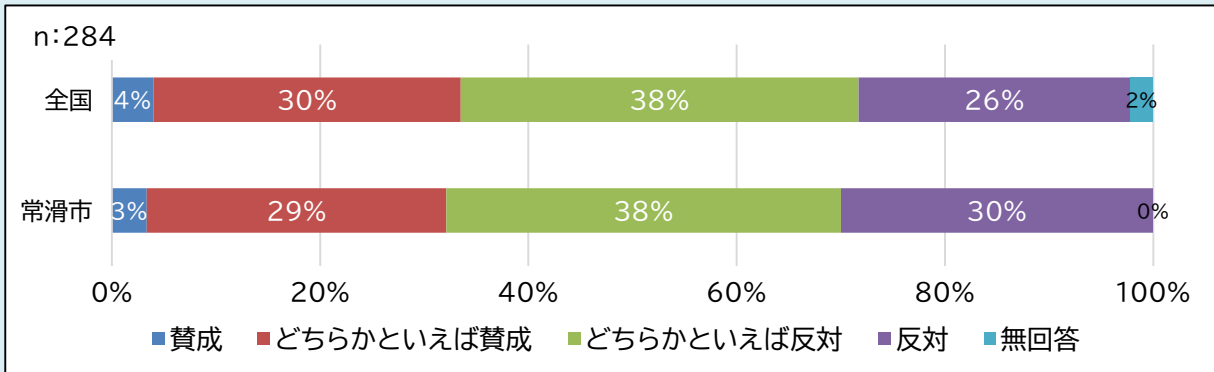
(2)家事は主に誰が行っているか



家事の分担について全ての項目で女性が主に行っているとの回答が多かったです。「家計の管理」以外、男性が主に行っている割合は20%以下でした。一方で「買い物」と「子育て」については夫婦で行っているとの回答が比較的多かったです。

【課題】 固定的な性別役割分担を解消し、家庭内におけるジェンダー平等が進むようにするため、男性の家事参加について積極的に促していく必要があります。

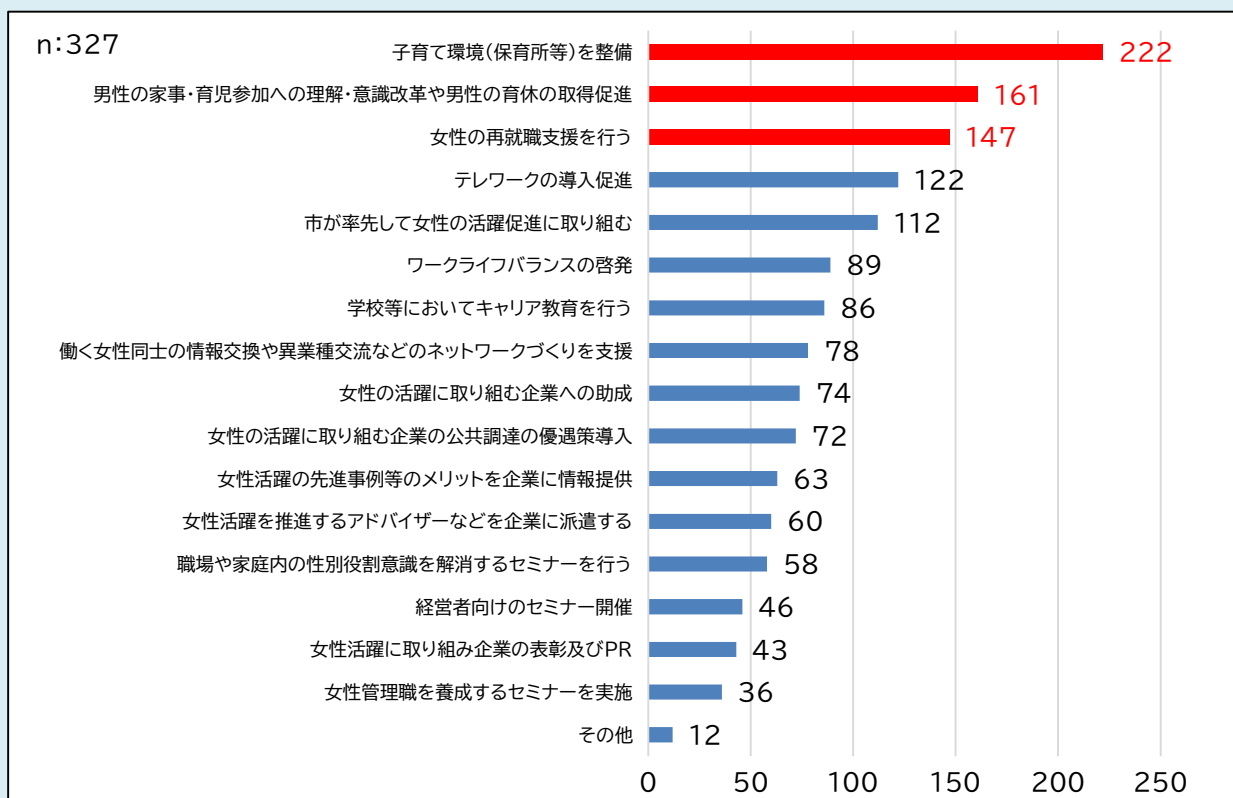
(3)「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について



「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合計の割合が32%、「どちらかといえば反対」と「反対」の合計の割合が68%で、内閣府が令和4年度に行った全国アンケートと比べても概ね同じ結果でした。賛成と回答した理由は「家事と両立しながら妻が働き続けることは大変」などが多く、反対と回答した理由は「家事は妻だけの役割ではないから」などが多かったです。

【課題】家事と両立しながら働き続けるため、両立の負担を軽減する必要があります。

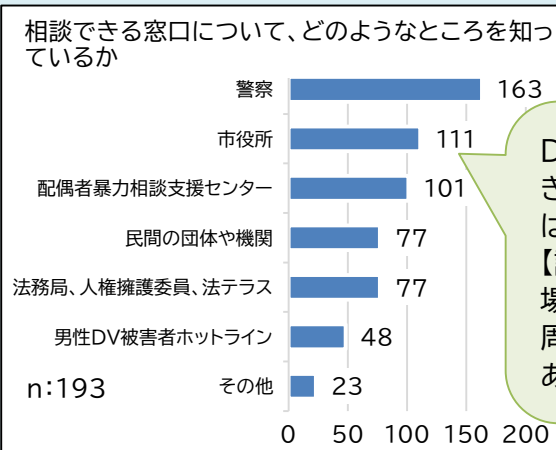
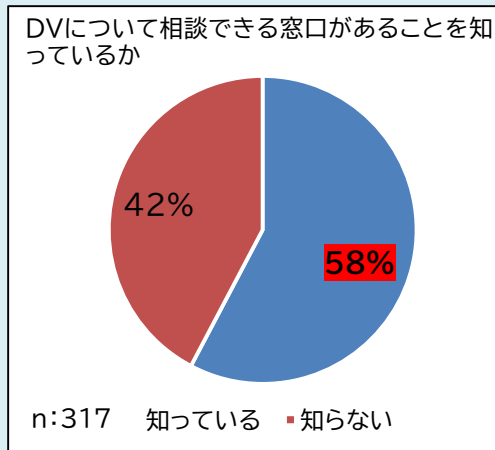
(4)働く場において女性が更に活躍するために常滑市が行うこと



女性が更に活躍するために市に最も求められているのは「子育て環境(保育所等)を整備」でした。また、「男性の家庭・育児参加への理解・意識改革や男性の育休の取得促進」や「女性の再就職支援」も多かったです。

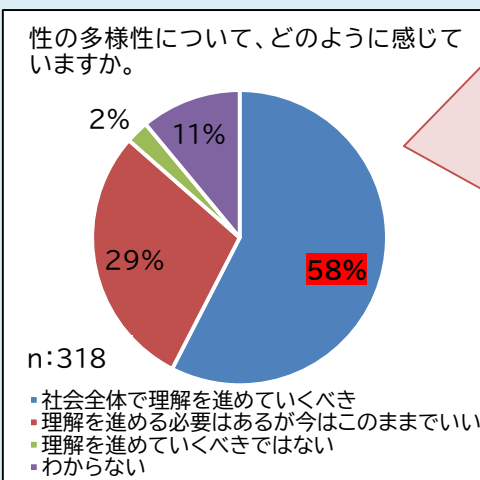
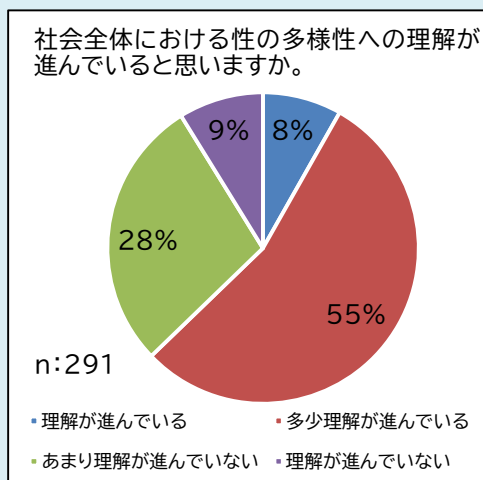
【課題】回答が多かった「子育て環境の整備」「男性の理解・意識改革や育休取得」「女性の再就職支援」について取組を進めていく必要があります。

(5)DV(ドメスティック・バイオレンス)について



DVについて相談できる窓口の認知度は58%でした。
【課題】相談できる場所があることを周知していく必要があります。

(6)性の多様性について



性の多様性について37%の方が「あまり理解が進んでいない」「理解が進んでいない」と感じており、58%が理解を進めていくべきとの回答でした。
【課題】性の多様性について積極的に理解を進めていく必要があります。

4 目指す姿

『ジェンダー平等を実現し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち』

ジェンダー平等の考え方が市民に広く理解されることで、各々が多様な考え方や生き方を選択できるようにし、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちにつなげていきます。

また、SDGs(持続可能な開発目標)※4のゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」の「ジェンダー平等の達成と全ての女性及び女子のエンパワーメント※5」の考え方に加えて、性の多様性について意識したうえで「誰一人取り残さない」ことを前提として取組を推進するものとします。



なお、「男女共同参画」と「性の多様性」の取組により、性別にかかわらず、個人の尊厳が重んじられ、ひとりの人間としてのびのびと活動できる社会になることを目指しており、個人を尊重する取組として目指すところは同じです。現状では、男女格差がさまざまな分野で生じているため、過渡的に、積極的差別是正措置(ポジティブ・アクション)として、各種審議会等委員に積極的に女性を登用するなどの対策をとっています。

5 施策の体系

目指す姿となる『ジェンダー平等を実現し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまち』の実現に向けて、「1 社会制度・慣習についての意識改革」「2 ジェンダーギャップの解消」「3 安全安心な暮らしの実現」「4 性の多様性の尊重」の4つの基本目標を掲げます。

なお、本指針は社会情勢の変化に対応した施策を効果的に推進するため期間は設けず、随時見直しを行います。

男女共同参画に関する施策		
基本目標	基本方針	取組施策
1 社会制度・慣習についての意識改革	(1)男女平等に関する理解の促進	①男女平等推進に関する情報提供 ②家庭内における男女平等の意識づくり
	(2)性に関する人権を尊重する教育の充実	③男女平等及び人権の尊重に関する教育の推進
2 ジェンダーギャップの解消	(3)働く場や方針決定の場における男女共同参画の実現	④女性の就職・再就職への支援(女性活躍推進法) ⑤市の審議会等における男女平等な登用
	(4)男女共同参画の視点にたったワークライフバランス※6の実現	⑥多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実(女性活躍推進法) ⑦多様で柔軟な働き方の推進(女性活躍推進法)
	(5)ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	⑧DV など暴力を生み出さない環境づくり(DV 防止法) ⑨DV 等被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化(DV 防止法)
3 安全安心な暮らしの実現	(6)問題を抱えている人が安心して暮らせる環境の整備	⑩男女共同参画の視点をもった地域コミュニティ活動と災害対応 ⑪人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

性の多様性に関する施策		
基本目標	基本方針	取組施策
4 性の多様性の尊重	(7)一人ひとりが自由に生きる環境づくり	⑫性的少数者への支援
		⑬多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実

①男女平等推進に関する情報提供

【取組】

社会通念・慣行・しきたりの中に残る固定的な性別役割分担を解消し、一人ひとりが固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）から脱却していくため、あらゆる世代に対し、男女平等及び男女共同参画に関して様々な媒体や機会を通じて情報提供します。

【具体的な事業例】

広報とこなめや市ホームページ、SNSを始め、市役所や人が多く集まる機会を捉え、パネル展などを行い幅広く周知します。



<男女共同参画パネル展の様子>

②家庭内における男女平等の意識づくり

【取組】

アンケートの結果、食事のしたくを行う男性は14%、掃除は12%と、男性の家事参加率は低いのが現状です。家事において男女が対等に担う意識はまだ低く、性別での役割分担意識が依然として残っていることから、それらを変えていくため、家庭内における男女平等の意識づくりを進めます。

【具体的な事業例】

男性も女性もどのような性も、大人も子どもも、家庭に関わる全ての「家族」の家庭参画の促進を目的に、子どもと参加する料理教室などの家事の男女平等を意識した講座を開催します。



<ファミリーピザ作り講座の様子>



③男女平等及び人権の尊重に関する教育の推進

【取組】

固定的な性別役割分担意識、性差に関する偏見・固定観念及びアンコンシャス・バイアスは、学齢期の頃からの経験の蓄積により形成されていくと考えられています。強固に根付いた意識・無意識を払拭することは容易ではありません。そのため、男女平等及び人権の尊重の視点に立った教育を推進します。

【具体的な事業例】

毎年6月の男女共同参画週間に合わせて、広報とこなめ等で男女共同参画などのPRを行うとともに、中学1年生の生徒が今後の学校生活の中で多様な性を意識して行動するため、男女共同参画などの意識啓発パンフレットを配布します。



<意識啓発パンフレット>

④女性の就職・再就職への支援

【取組】

女性の経済的自立を支援するため、県や商工会議所、ハローワークなどの関係機関と連携し、就職や再就職を支援します。

【具体的な事業例】

県とあいち子育て女性再就職サポートセンターとの共催で「ママ・ジョブ・あいち出張相談」を実施し、出産や育児などで離職し、再就職を考えている女性が持つ「再就職したいけどブランクが長くて不安」「家庭と両立できる働き方を見つけたい」「何から始めたらいいのかわからない」など、不安や悩みを個別に相談できる取組を行います。相談時には、事前予約制で未就学児を対象の託児も対応します。



⑤市の審議会等における男女平等な登用

【取組】

政策・方針決定の場への女性の参画を拡大し、幅広い分野から多様な意見が取り入れられるようにするため、市の各種審議会等委員へ男女平等な登用を推進するとともに、市役所や市教育委員会などにおける女性職員の管理職の登用を推進します。

また、男女平等の観点から能力主義を進めていくとともに、研修の充実などにより女性職員が管理職を目指しやすい環境づくりを継続して進めます。

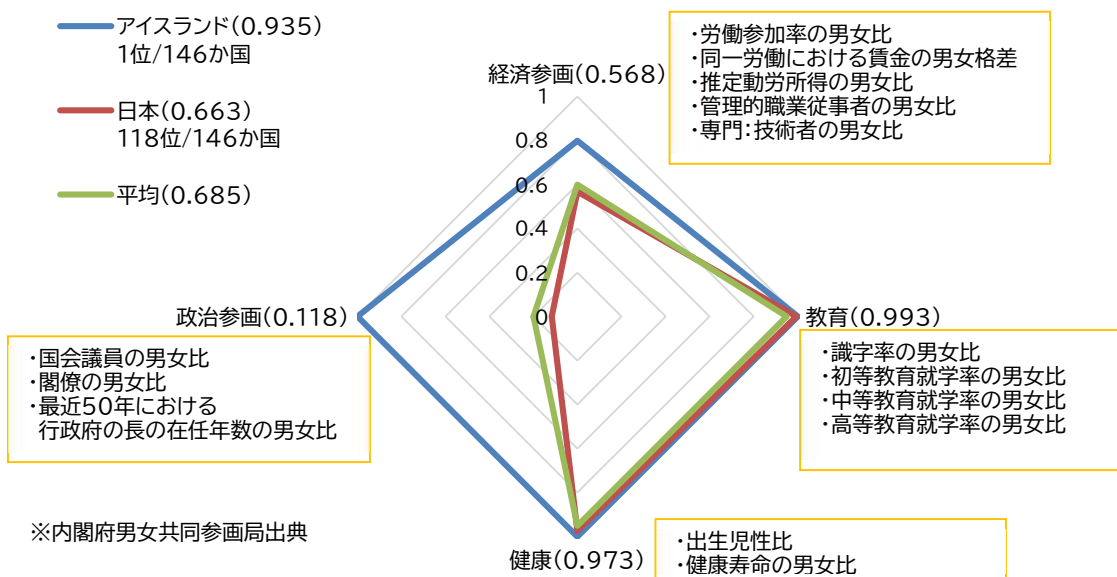
【具体的な事業例】

市の各種審議会等の女性委員比率の調査を行うとともに、女性を含めた多様な意見を取り入れるよう、審議会等の委員の女性登用率 40%以上を目標として、関係団体や庁内各課へ働きかけます。(令和6年度の審議会等委員への女性登用率は 25.1%)

また、愛知県研修センターが行う「キャリアアップ研修」の女性職員コースに市職員を派遣します。

トピック

2024 年の日本の世界経済フォーラムが発表している世界各国のジェンダー平等の程度を指数にした「ジェンダー・ギャップ指数」は146 か国中118 位(2024 年)と、先進国の中で最下位です。「教育」と「健康」の値は高いですが、「政治」と「経済」の値が低い状況です。



⑥多様なニーズに対応した子育て支援策・介護支援策の充実

【取組】

子育て・介護の都合で仕事を一時的に辞めざるを得ない状況に陥らないようにするため、子育て・介護について多様なニーズを把握し、ニーズに応じた支援に努めます。また、保育所等について引き続き待機児童ゼロを達成していくとともに、放課後児童育成クラブなどの小学生に関わる支援についても充実を図ります。

子育てや介護の孤立感、負担感や不安を解消し、安心して子育てや介護ができるようにするため、子育てや介護を地域で見守り、支えていく体制を構築し、妊娠・出産、子育て・介護について、経済的な支援や医療面でのサポートなどを切れ目なく行えるよう環境を整えます。

【具体的な事業例】

市内の幼稚園、保育園、認定こども園では待機児童ゼロを継続し、乳幼児期の特性を考慮した教育・保育を実施します。また、保護者が労働等により昼間に家庭にいない小学生の生活を支援するため、全小学校区で放課後児童育成クラブを実施します。

妊娠・出産・子育てのいろいろな悩みや不安などについて、専門職員(保健師、家庭児童相談員など)と一緒に考え、安心して子育てができるようにサポートします。「妊娠・出産・子育てつながる支援事業」として、保健センターや子育て総合支援センター、こども家庭センターなどの関係機関が協力し、安心して子育てができる体制づくりを進めます。

介護については、介護に取り組む家族等への支援として配食サービスや紙おむつ等の購入に使える介護用品クーポン券の支給などを実施します。



⑦多様で柔軟な働き方の推進

【取組】

子育てや介護を含む人生の様々な状況において、働きたい人が働き続けられるようにするため、市が率先して、男性職員の育児参加休暇を始め、女性の生理休暇、時間単位の有給休暇の取得を促進するなど、多様で柔軟な働き方を推進します。

【具体的な事業例】

いきいきと働くための職場づくりにあたり、市が率先して、仕事をしながら、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等の時間が持てるよう進めます。2022年10月に改正した市職員向けのワークライフバランスハンドブックを活用し、すべての市職員が人生の各段階に応じた多様な生き方が選択・実現できるよう各種休暇や育児のための制度などを周知します。



⑧DVなどの暴力を生み出さない環境づくり

【取組】

DVやデートDV※7等の配偶者及びパートナー間における暴力やストーカー※8などの行為は様々な形で表れています。これらは重大な人権侵害であり、刑法その他の法令上の犯罪行為であることが社会の共通認識となるようにするため、人権侵害であることの理解の促進、暴力を生み出さない意識づくりを進めます。

また、被害者が迅速に相談でき、かつ適切な支援を受けられるようにするため、各種支援窓口の情報を周知するとともに、状況に応じた相談を受ける体制の整備を図ります。

【具体的な事業例】

身体的な暴力だけでなく、「人格を否定するような暴言を吐く」、「交友関係を細かく監視する」などのDV行為に対して、一人で悩まず、気軽に相談できるよう市役所内に毎月「女性のための相談室」を設け、専門の女性相談員が個別で相談を受けます。

⑨DV等被害者支援の充実に向けた関係機関との連携強化

【取組】

DV被害者の意思を尊重した適切な支援を行うため、市の機関だけでなく、県、警察及び民間団体と安全安心の確保に努め、緊密に連携して取り組みます。

また、DVと児童虐待は密接に関係することから、福祉事務所、学校及び教育委員会等の子どもに関連する機関との連携を特に強め、DV及び児童虐待被害者の適切な支援に努めます。加えて、DV被害者が支援を求めた際に、加害者などから再び傷つけられる二次被害を防止するため、職務関係者の理解促進に努めます。

【具体的な事業例】

児童虐待については、相談指導事業として、保健師や家庭児童相談員などの専門職員が相談に応じています。また「常滑市要保護児童対策地域協議会」を設置し、関係機関との情報の共有化を進め、要保護(支援)児童の早期発見及び適切な保護を図ります。

⑩男女共同参画の視点をもった地域コミュニティ活動と災害対応

【取組】

多様な視点を持ち、平時から地区や町内の活動に対して女性参画を積極的に呼びかけることで、男女問わず幅広い意見が反映された地域コミュニティを築きます。災害時においても多様な視点に配慮した対応ができるようにするため、地域コミュニティに対して、災害対応に係る啓発と理解促進に努めます。

【具体的な事業例】

男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に関する講演会を実施し、災害時に直面する男女特有の課題と解決策など、多様な視点に立った避難所運営の重要性について啓発します。



<講演会の様子>



⑪人権の尊重と様々な困難を抱える人々への支援

【取組】

誰もが安全安心に暮らすことができ、ひとり親家庭の保護者や子どもの安定した生活を確保するため、各種の自立支援事業や相談事業の周知及び充実を図ります。また、近年、経済的な理由等で生理用品が購入できず、女性の健康や尊厳に関わる重要な課題として顕在化している「生理の貧困」問題への対策を図り、高齢者や障がいのある人が安心して生活できるようにするため、生活環境の整備や、就労及び社会参加の促進支援を行います。

【具体的な事業例】

ひとり親家庭に対して、児童扶養手当とは別に、常滑市遺児手当を支給するとともに、母子・父子自立支援員が配偶者との死別や離婚後の生活設計や就業支援、資格取得などについて随時相談に応じます。また、「生理の貧困」問題に対しては、小学校の3～6年生の女子トイレと中学校の女子トイレに生理用品を設置します。

障がい者への支援として、市社会福祉協議会に委託し、相談支援専門員が障がいのある人と家族の相談に随時対応します。高齢者については、市内3か所の高齢者相談支援センターにおいて相談を受け支援を行います。

⑫性的少数者への支援

【取組】

LGBTQ+（14ページの「トピック」参照）などの性的少数者が疎外や不安を感じることなく安心して自分らしく暮らせることができ、また、性的少数者の孤立及び孤独を解消するため、市で行っている人権相談を始めとする相談窓口の周知に努めます。

【具体的な事業例】

一般社団法人やNPO法人が行っている24時間対応の相談窓口やLINEによる相談窓口などを市ホームページやSNSで周知します。

窓口名(実施主体)	電話番号・連絡先
よりそいホットライン (一般社団法人 社会的包摂サポートセンター)	電話:0120-279-338(通話料無料) 日時:24時間対応
レインボー・ホットライン (特定非営利活動法人 PROUD LIFE)	電話:0120-51-9181(通話料無料) LINE 相談有 
愛知県にじいろ電話相談(愛知県)	電話:0120-241-612 日時:毎月第3月曜日 19時～22時
常滑市人権相談(常滑市)	対面相談 日時:毎月10日、13時30分～16時

⑬多様な性のあり方に関する啓発及び教育の充実

【取組】

性のあり方を問わず誰もが安心して自分らしく生きられる社会を実現するため、性の多様性の理解を促進する啓発を実施するとともにや教育の充実を図ります。

【具体的な事業例】

性的少数者への理解不足が原因で起こる差別やいじめなどの問題改善を図るため、保育士や小中学校の教職員に正しい知識を身につけ、保育や教育の場で実践するよう、LGBTQ+の当事者の意見を踏まえた研修を行います。



<保育士や教職員向け研修の様子>

トピック

LGBTQ+とは、性的少数者を表す言葉の一つで、Lesbian(女性同性愛者)、Gay(男性同性愛者)、Bisexual(両性愛者)、Transgender(身体の性と性自認が一致しない人)、Queer や Questioning(自身の性自認や性的指向が定まっていない人)の頭文字に、包括的な意味を持たせるためのものとして+を加えた言葉です。世界保健機関(WHO)は、1990年に「疾病及び関連保健問題の国際統計分類」(国際疾病分類、ICD)から同性愛の項目を削除し、その際にあわせて、「同性愛は治療の対象にはならない」と付記しました。性自認や性的指向は治療によって変わるものではありません。

7 用語解説

番号	用 語	解 説
1	D V	ドメスティック・バイオレンスの略称で、配偶者や恋人など親密な関係にある人(又は親密な関係にあった人)からふるわれる暴力のこと。身体的暴力のほか、精神的・性的・経済的・社会的な暴力も含まれる。
2	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。社会的通念や慣習の中には、社会によってつくり上げられた「女性像」「男性像」があり、このような女性・男性の性別をジェンダーという。
3	固定的な性別 役割分担	「男は仕事、女は家庭」といった、男性、女性という性別によって役割を決めつける考え方のこと。
4	S D G s (エスディー ーズ)	Sustainable Development Goals の略称で、「持続可能な開発目標」と訳され、2016 年から 2030 年までに国際的に取り組む世界共通の目標(17 の目標(ゴール)と 169 の達成基準(ターゲット)で構成)のこと。「地球上の誰一人として取り残さない」ことを誓っている。
5	エンパワーメント	自分が潜在的に持っている自らの意識と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。
6	ワークライフ バランス	「仕事と生活の調和」のこと。仕事だけに追われるのではなく、仕事以外の育児や介護、趣味、学習、休養など日常生活でやりたいこと・やるべきことが両立できる状態を指す。
7	デートDV	恋人や交際相手などの親密な関係にある者(配偶者等を除く)の一方から他方に対してふるわれる身体的、精神的、性的などの暴力のこと。
8	ストーカー	特定の相手に対して好意または恨みを抱いて、つきまとい行為などを繰り返す者のこと。

8 検討過程

開 催 日	会 議 名
2024(令和 6)年7月 11 日	男女共同参画・多様性社会推進庁内会議① (庁内の関係する 12 課で構成)
9月 18 日	市民協働推進委員会① (市の市民協働を推進する委員会で、市内在住・在勤の7名で構成。うち2名が男女共同参画人材育成セミナー修了生)
11 月 14 日	男女共同参画・多様性社会推進庁内会議②
11 月 27 日	市民協働推進委員会②

2025(令和7)年3月

発行 常滑市

事務局:常滑市市民生活部市民協働課

〒479-8610 愛知県常滑市飛香台3丁目3番地の5

電話:0569-47-6108 FAX:0569-35-3939

E-mail:kyodo@city.tokoname.lg.jp